

単価契約仕様書

行財政局市税事務所市民税室市民税第一担当

(担当：佐藤・山本 電話：075-746-6086)

件 名	(単価契約) プリンタ用トナーカートリッジ及びドラムカートリッジについて (行財政局市税事務所 (ビル葆光))
形状・寸法	① NEC PR-L3M530-12 又は 65 (純正品) ② NEC PR-L3M530-31 (純正品) ③ NEC PR-L4700-12 (純正品) ④ NEC PR-L4700-31 (純正品)
予 定 数 量	① 30個 ② 30個 ③ 20個 ④ 20個
契 約 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契 約 条 件	1 納品場所 ・市税事務所市民税室市民税第一担当庶務担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光1階) ・市税事務所市民税室市民税第一担当証明担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光1階) ・市税事務所市民税室市民税第一担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光3階) ・市税事務所市民税室市民税第二担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光3階) ・市税事務所市民税室市民税第三担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光4階) ・市税事務所市民税室市民税第四担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光4階) ・市税事務所固定資産税室固定資産税第一担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光5階) ・市税事務所固定資産税室固定資産税第二担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光6階) ・市税事務所固定資産税室固定資産税第三担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光7階) ・市税事務所固定資産税室固定資産税第四担当 (京都市中京区室町通御池南入円福寺町337番地ビル葆光8階) ・北区役所税臨時窓口 (京都市北区紫野東御所田町33-1 2階「本庁舎」) ・上京区役所税臨時窓口 (京都市上京区今出川通室町西入る掘出シ町285 2階) ・左京区役所税臨時窓口 (京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 2階) ・中京区役所税臨時窓口 (京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 3階) ・東山区役所税臨時窓口 (京都市東山区清水五丁目130-6 1階) ・山科区役所税臨時窓口 (京都市山科区栂辻池尻町14-2 1階) ・下京区役所税臨時窓口 (京都市下京区西洞院通塩小路東塩小路町608-8 3階) ・南区役所税臨時窓口 (京都市南区西九条南田町1-3 3階) ・右京区役所税臨時窓口 (京都市右京区太秦下刑部町12 1階) ・西京区役所税臨時窓口 (京都市西京区上桂森下町25-1 1階「西庁舎」)

- ・洛西支所税臨時窓口（京都市西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 2 階）
- ・伏見区役所税臨時窓口（京都市伏見区鷹匠町 39-2 3 階）
- ・深草支所税臨時窓口（京都市伏見区深草向畑町 93-1 3 階）
- ・醍醐支所税臨時窓口（京都市伏見区醍醐大構町 28 3 階）

2 発注方法

上記 1 の職員から、電話又は F A X で発注する。

3 納品期日

発注の日から 5 営業日以内とする。また、納品日時を事前に発注元の職員に通知すること。ただし、区役所・支所納品分については市税事務所市民税室市民税第一担当職員に通知すること。

4 支払の請求先

各納品場所とする。ただし、区役所・支所納品分については市税事務所市民税室市民税第一担当とする。本市会計規則等を十分熟知し、請求すること。本市は、適法な請求があった日から 3 0 日以内に当該請求金額を支払う。

5 その他

- (1) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (2) 契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。